レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

～ ８月１日からレンタカーの増車等の届出が不要になります ～

不要になる手続き

・増車（マイクロバスを除く）
・代替（マイクロバスを除く）
※減車のみは以前か届出不要の取扱いです。

引き続き届出が必要な手続き

・氏名、名称及び住所の変更
・貸渡事務所の変更
・マイクロバスの増車及び代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります。　※ただし、マイクロバスを除く

代わりに、レンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となりますので、あらかじめ管轄運輸支局の輸送担当でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行ってください。
（手続きから交付までには数週間程度かかる場合もあります）
※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

レンタカー事業証明書とは

・レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
・交付申請は、貸渡事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
・証明書の有効期限は、５年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です）。
・証明書の有効範囲は、中国運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
・ レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

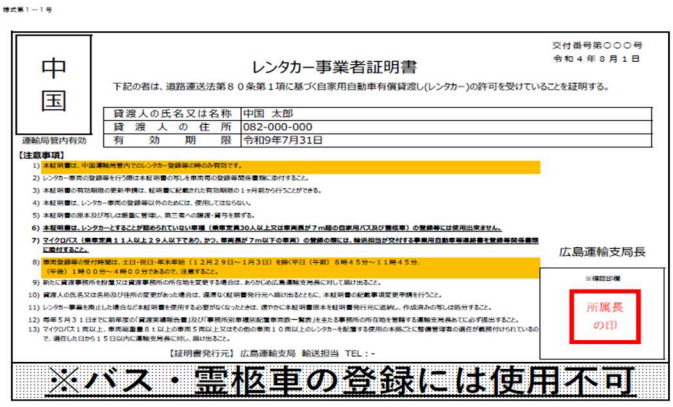
様式第１－１号

中国
運輸局管内有効

交付番号第○○○号
令和４年８月１日

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第８０条第１項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。

貸渡人の氏名又は名称	中国 太郎
貸渡人の住所	082-000-000
有効期限	令和9年7月31日

【注意事項】
1) 本証明書は、中国運輸局管内のレンタカー登録車の時のみ有効です。
2) レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
3) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の１ヶ月前から行うことができる。
4) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のために、使用してはならない。
5) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理し、第三者への譲渡・貸与を禁ずる。
6) 本証明書は、レンタカーとすることが認められていない車種（乗車定員30人以上又は車両長が7m超の自家用バス及び重機車）の登録等には使用出来ません。
7) マイクロバス（乗車定員１１人以上２９人以下であり、かつ、車両長が７m以下の車両）の登録の際には、輸送担当が交付する事業用自動車等連絡書を登録等関係書類に添付すること。
8) 車両登録の受付時間は、土日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く平日（午前）８時４５分～１１時４５分、（午後）１時００分～４時００分であるので、注意すること。
9) 新たに貸渡事務所を設置又は貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ広島運輸支局長に対して届け出ること。
10) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、速やかに証明書発行元へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
11) レンタカー事業を廃止した場合などに本証明書を使用する必要がなくなったときは、速やかに本証明書(原本)を証明書発行元に返納し、作成済みの写しは処分すること。
12) 毎年５月３１日までに前年度の貸渡実績報告書(及び貸渡所毎実績報告書)及び貸渡所毎実績報告書内訳一覧表(※本社主事務所の所在地を管轄する運輸支局長分)に必ず提出すること。
13) マイクロバス１両以上、車両総重量８ｔ以上の車両５両以上又はその他の車両１０両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から１５日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。

【証明書発行元】広島運輸支局　輸送担当　TEL：-

広島運輸支局長

※種別印欄
所属長の印

※バス・霊柩車の登録には使用不可

【注意】
事業者証明書（写）はレンタカーとして登録する自動車の申請書類のみに添付してください。
レンタカー以外の申請書類には添付しないようにご注意ください！！！

※具体的な申請手続きは管轄の運輸支局輸送担当までお問い合わせください。